



2024年4月25日

各 位

会社名 スルガ銀行 株式会社
代表者名 取締役社長 加藤 広亮
(コード番号 8358 東証プライム)
問合せ先 常務執行役員
総合企画本部長 佐藤 富士夫
(TEL 03-3279-5536)

当社が提起していた創業家ファミリー企業問題に関する 損害賠償請求訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、2018年12月27日付け「創業家ファミリー企業に係る与信管理の問題に関する当社現旧取締役に対する損害賠償請求訴訟の提起等に関するお知らせ」でお知らせいたしましたとおり、取締役責任調査委員会の報告書に基づき、創業家ファミリー企業に係る与信管理の問題について、旧取締役に対し損害賠償請求訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）を提起しておりましたが、本日、静岡地方裁判所で判決の言渡しがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 経緯

当社は、2018年12月27日、5名の旧取締役（その相続人に対するものもあります。）に対し、総額3,244,016,392円（連帯債務関係があるため、各被告に対する請求の合計額とはなりません。）の本件訴訟を提起しました。

その後、41名の当社の一部株主からは、2019年3月18日、当社の上記各被告に対する請求総額を5,440,138,800円とする株主代表訴訟としての共同訴訟参加の申立てがなされ、本件訴訟と併合して審理がなされております。

そして、2020年2月28日付け「融資金回収に伴う創業家ファミリー企業問題に関する損害賠償請求訴訟の一部取下げについて」でお知らせいたしました

とおり、本件訴訟のうち担保解除事案(注)については、当該融資金の回収に伴い、旧取締役1名(八木健)に対する訴えを取り下げ、他の4名の旧取締役らについての請求も減縮を行い、現時点で2,644,016,392円の損害賠償請求が係属しておりました。

なお、上記の原告(当社)の訴えの一部取下げに伴い、一部株主からの参加訴訟も上記旧取締役1名に対する訴えは取り下げられ、他の4名の旧取締役らについての請求総額も4,762,008,000円に減縮されております。

また、旧取締役白井稔彦の訴訟係属中の死亡に伴い、同人に対する請求は、現在、その相続人に対する請求になっています。

(注) 本件損害賠償請求訴訟の原因事実には、各被告の寄付に係る行為を原因とする事案と担保解除に係る行為を原因とする事案の二つがありました。

この担保解除事案については、上記のとおり訴えの一部取下げを行い、寄付事案についての審理が続けられて本日の判決言渡しとなりました。

2 判決の内容

本件訴訟における当社の旧取締役4名に対する請求は、いずれも棄却されました。

また、一部株主からの参加訴訟における請求のうち、一部は却下され、その余は棄却されています。

3 今後の対応等

当社の主張が認められず遺憾と思っております。

今後の対応につきましては、判決内容を精査し、訴訟代理人とも協議及び検討の上決定いたします。

なお、本件判決が、今期業績に与える影響はありませんが、今後、開示すべき事項が発生した時は、速やかにお知らせいたします。

4 その他

別訴のシェアハウスに係る融資問題に関する旧取締役に対する損害賠償請求訴訟につきましては、現在も第一審審理が継続しております。本件においても、今後、開示すべき事項が発生した時は、速やかにお知らせいたします。

以上